

くらしきになるエリアプラットフォーム規約

■名称

第1条 名称は、「くらしきになるエリアプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

■目的

第2条 プラットフォームは、倉敷美観地区及び周辺地域（以下「対象エリア」といい、範囲は別図のとおりとする。）の歴史的な町並みを将来に亘り継承していくため、対象エリアの将来像を明確にしたビジョン（以下「未来ビジョン」という。）を策定し、その実現に向けた調査や社会実験等の各種企画を準備、実施、運営することを目的とする。

■活動

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び改廃に関する事項
- (2) 未来ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項
- (3) 未来ビジョン及び事業のPR・情報発信に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

■会員

第4条 プラットフォームは、次の会員をもって構成する。

- (1) 対象エリアにおけるまちづくり、暮らし、商い、学び等に関心のある者
- (2) 倉敷市

■役員

第5条 プラットフォームに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 委員 若干名
- (5) 監事 1人

■役員を選任

第6条 役員は、会員の互選によって選出する。

■職務

第7条 代表は、プラットフォームの業務を統括し、プラットフォームを代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、プラットフォームの事務を統括する。
- 4 委員は、各種企画の準備、実施、運営にあたる。
- 5 監事は、プラットフォームの会計及び業務の執行状況を監査する。

■任期

第8条 役員は、プラットフォームの解散までとする。

■経費

第9条 プラットフォームの経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 補助金・助成金
- (2) 業務委託金
- (3) その他の収入

■会計期間

第10条 プラットフォームの会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 プラットフォームの会計に関し、必要な事項は、代表が別に定める。

■事務所

第11条 プラットフォームは、事務所を倉敷市本町11-18に置く。

■解散

第12条 プラットフォームは、第2条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

■その他必要な事項

第13条 この規約に規定するもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則 この規約は、2023年6月30日から施行する

別図 (第2条関係)

